第1 監査の対象 市民自治部(市民自治推進課,市民窓口センター,市民相談情報課,六会市民センター,片瀬市民センター,明治市民センター,御所見市民センター,遠藤市民センター,長後市民センター,辻堂市民センター,善行市民センター,湘南大庭市民センター,湘南台市民センター,鵠沼市民センター),市民病院(病院総務課,医事課,看護専門学校教務課),特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構及び公益財団法人藤沢市まちづくり協会に係る平成29年度(2017年9月末日現在)所管業務

第2 監査の実施日 2017年12月25日(月)

第3 監査を実施した委員

 監査委員
 中
 川
 隆

 同
 永
 井
 俊
 二

 同
 桜
 井
 直
 人

 同
 加
 藤
 一

第4 監査の結果

1 市民自治推進課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市市民活動支援施設の運営管理業務ほか 8件で、契約金額 74,084,750 円(長期継続契約については、平成29年度分の契約金額である。),支出済額 37,167,276円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託 契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、 委託料の設計に係る積算内容に見直しが必要なものが見受けられたので、今後の事務を執行す るに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこの課が管理する施設は、高倉市民の家ほか 44 施設となっている。これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

の 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうか等について調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

11月28日及び同月30日に地域市民の家 10箇所及び普通財産 2箇所を抽出して現地を調査した結果,目的外使用許可手続がなされていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、高倉市民の家における自治会防災倉庫ほか 121 件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果,使用料の算定に誤りがあるものが見受けられたので,今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 普通財産の貸付について

9月末日現在におけるこの課が管理する普通財産の貸付の状況は、高木邸市有地(土地)ほか1件となっている。

いずれも使用期間が平成27年度からのものであり、同年度において既に調査済のため調査対象から外した。

エ 施設用地等の賃借について

9月末日現在におけるこの課が管理する施設用地等の賃借状況は、藤が岡市民の家ほか7件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

オ 賃借物の転貸について

9月末日現在におけるこの課が管理する賃借物の転貸の状況は、江の島市民の家の飲料等 自動販売機ほか 2 件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地建物転貸契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

2 市民窓口センター

(1) 証明閲覧手数料及び火葬場使用料の収入は適正か

9月末日現在における証明閲覧手数料の取扱件数は 129,607 件で、収入済額は 37,269,200 円、火葬場使用料の取扱件数は 951 件で収入済額は 15,425,000 円となっている。

これらが「藤沢市手数料条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9月1日分から同月15日分までの窓口申請分を抽出し、戸籍証明書等の請求書、住民票の写し等交付請求書、藤沢聖苑使用許可申請書、印鑑登録証明書交付申請書、収納金通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また,11月28日に窓口での取扱現金を実査した結果,現金残高は各種請求書及び申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し,適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、戸籍・住民基本台帳関係業務ほか 9 件で、契約金額 15,628,463 円(単価契約における概算契約金額を含む。),支出済額 3,115,856 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

3 市民相談情報課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、平成29年度藤沢市コールセンター運営業務ほか 10 件で、契約金額 55,791,300 円(単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約及び債務負担行為による契約ついては、平成29年度分の契約金額である。),支出済額19,849,229円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

9月末日現在におけるこの課が管理する施設は、文書館となっている。

この施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

イ 現地調査

11月27日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

4 六会市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務(六会地区)ほか5件で、契約金額 36,721,742 円(長期継続契約については、平成29年度分の契約金額である。),支出済額 12,148,720円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託

契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果,支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、六会市民センターほか34施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあって は維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管 理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管 課となっているものは、六会市民センターのみである。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借 り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。 緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものがあるが、これらの 契約事務の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

の 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 六会市民センター

11月22日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 11 箇所,都市緑地 1 箇所及び緑の広場 3 箇所を抽出して11月29日に現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、六会市民センターにおける 災害対応型自動販売機ほか 4件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(1) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、なかむら公園における学校行事(歩き 遠足)ほか12件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園使用料減免申請書等を調 査した結果,適切なものと認められた。

份 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、六会駅前公園における六会駅前自治会文化祭のテントほか14件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園使用料減免申請書等を調査 した結果,使用料の算定に誤りがあるものが見受けられたので,今後の事務を執行するに 当たり留意されたい。

5 片瀬市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務(片瀬地区)ほか 5 件で、契約金額 19,465,464 円、支出済額 5,987,428 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 部分払額が適切でないものが見受けられたので,今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、片瀬市民センターほか 23 施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また,このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管 課となっているものは、片瀬市民センターのみである。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、無償貸付契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものと公有財産で、これ

らの契約事務及び公有財産の所管課は都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

の 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(1) 現地調査

a 片瀬市民センター

11月29日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 7 箇所及び緑の広場 3 箇所を抽出して11月16日に現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

⑦ 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、片瀬市民センターにおける公衆電話ボックスほか 5件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、片瀬山西公園における片瀬山子ども会 夏祭りほか8件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園使用料減免申請書等を調 査した結果,適切なものと認められた。

份 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、州鼻公園ほか 10 公園における衆議院議員選挙の公営ポスター掲示場の設置ほか 6件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園使用料減免申請書等を調査 した結果,使用料の算定に誤りがあるものが見受けられたので,今後の事務を執行するに 当たり留意されたい。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は、市民センター駐車場となっている。

これが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

6 明治市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、明治市民センター庁舎管理等業務ほか 4 件で、 契約金額 22,913,320 円、支出済額 7,385,904 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、明治市民センターほか 25 施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また,このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管 課となっているものは、明治市民センターのみである。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。 緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものと公有財産で、これらの契約事務及び公有財産の所管課は都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

⑦ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 明治市民センター

11月15日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 8 箇所及び緑の広場 2 箇所を抽出して11月21日に現地調査した結果, 適切

に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、明治市民センターにおける 第1種電柱及び支線ほか9件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、神台公園におけるアートスペースの周知活動ほか9件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園使用料減免申請書等を調 査した結果,使用料の算定に誤りがあるものが見受けられたので,今後の事務を執行する に当たり留意されたい。

份 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、太洋公園におけるお花見会のテントほか17件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園使用料減免申請書等を調査 した結果,使用料の算定に誤りがあるものが見受けられたので,今後の事務を執行するに 当たり留意されたい。

7 御所見市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、御所見市民センター庁舎管理等業務ほか 3 件で、契約金額 8,751,888 円(長期継続契約については、平成 2 9 年度分の契約金額である。),支出済額 3,360,790 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託 契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結 果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、御所見市民センターほか 18 施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあって は維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管 理となっている。

また,このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管 課となっているものは、御所見市民センター及び御所見市民センター駐車場である。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。 緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものと県有財産の使用許可を受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は都市整備部公園課となっている。 これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

の 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

- a 御所見市民センター及び御所見市民センター駐車場用地
 - 11月28日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。
- b その他の施設

公園 5 箇所及び緑の広場 5 箇所を抽出して11月28日に現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、御所見市民センターにおける室外公衆電話ボックスほか 11 件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、大上公園におけるお祭りの休憩所のテント及び協賛者名簿掲出板となっている。

これが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

8 遠藤市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、遠藤市民センター庁舎管理等業務ほか 2 件で、契約金額 9,424,464 円(長期継続契約については、平成 2 9年度分の契約金額である。), 支出済額 2,655,031 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、遠藤市民センターほか 12 施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また,このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管 課となっているものは、遠藤市民センターのみである。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課と なっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約により借り受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

の 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 遠藤市民センター

11月28日に現地調査した結果,目的外使用許可手続がなされていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

b その他の施設

公園 8 箇所及び緑の広場 2 箇所を抽出して11月28日に現地調査した結果, 適切

なものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、遠藤市民センターにおける 公衆電話ボックス及び第1種電柱ほか7件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、秋葉台公園における献血活動のバス及び テントほか 1件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書兼公園占用許可申請書,公園使 用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

9 長後市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は,長後市民センター庁舎管理等業務ほか 2 件で, 契約金額 19,809,360円,支出済額 6,148,980円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(2) 補助金・交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金・交付金の執行状況は、長後地区公園愛護会連絡協議会交付金ほか3件で、交付金額872,000円、支出済額542,000円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、長後市民センターほか 28 施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあって は維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管 理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管

課となっているものは、長後市民センターのみである。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課と なっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約等により借り受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

⑦ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 長後市民センター

11月21日に現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 7 箇所及び緑の広場 3 箇所を抽出して11月21日に現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

⑦ 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、長後市民センターにおける受託業者従事者詰所ほか 15件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、長後公園における例会受付等ほか 2件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園使用料減免申請書等を調 査した結果,適切なものと認められた。

份 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、長後公園における自主防災訓練のテントほか6件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に

執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査 した結果、使用料の算定に誤りがあるものが見受けられたので、今後の事務を執行するに 当たり留意されたい。

10 辻堂市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務(辻堂地区)ほか 2 件で、契約金額 19,591,200円、支出済額 5,195,642円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、辻堂市民センターほか 31 施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに占用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また,このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管 課となっているものは,辻堂市民センターのみである。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。 緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものと公有財産で、これらの契約事務及び公有財産の所管課は都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

の 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

- a 辻堂市民センター
 - 11月16日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。
- b その他の施設

公園 8 箇所及び緑の広場 2 箇所を抽出して11月21日に現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

⑦ 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、辻堂市民センターにおける室内公衆電話ほか7件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,使用料の算定に誤りがあるものが見受けられ たので,今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(イ) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、長久保公園における番組撮影ほか7件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園使用料減免申請書等を調 査した結果,適切なものと認められた。

份 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、辻堂元町六丁目公園における Fujisawa SST 灯明祭の丸テーブル及び長机ほか 1件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園使用料減免申請書等を調査 した結果,適切なものと認められた。

11 善行市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務(善行地区) ほか 4 件で、契約金額 21,207,960 円、支出済額 7,319,754 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、善行市民センターほか 31 施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあって

は維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また,このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管 課となっているものは、善行市民センター及び善行市民センター駐車場用地である。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのすべてが公有財産で、その所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものがあるが、これらの 契約事務の所管課は都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

(グ) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 善行市民センター

11月24日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 7 箇所及び緑の広場 3 箇所を抽出して11月29日に現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、善行市民センターにおける第1種電柱、第2種電柱及び支線ほか8件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、引地川親水公園における第17回引地川清掃ほか1件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園使用料減免申請書等を調 査した結果,適切なものと認められた。

份 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、引地川親水公園における春の引地川清掃with 鯉のぼりのテント及びやぐらほか8件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園使用料減免申請書等を調査 した結果,使用料の算定に誤りがあるものが見受けられたので,今後の事務を執行するに 当たり留意されたい。

12 湘南大庭市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務(湘南大庭近隣公園) ほか 5 件で、契約金額 50,895,840 円、支出済額 19,649,610 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託 契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、 部分払額が適切でないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、湘南大庭市民センターほか 25 施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園の維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収となっている。

また,このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管 課となっているものは、湘南大庭市民センターである。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

の 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(1) 現地調査

- a 湘南大庭市民センター
 - 11月21日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。
- b その他の施設

公園 10 箇所を抽出して11月21日に現地調査した結果, 適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

切 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、湘南大庭市民センターにおける第1種電柱、支線柱及び支線ほか6件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,使用料の算定に誤りがあるものが見受けられ たので,今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(イ) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、遠藤公園における平成29年度日本選手権神奈川県選考会ほか5件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園使用料減免申請書等を調 査した結果,適切なものと認められた。

份 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、城下公園における住宅デーのテントほか22件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園使用料減免申請書等を調査 した結果,使用料の算定に誤りがあるものが見受けられたので,今後の事務を執行するに 当たり留意されたい。

13 湘南台市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務(湘南台地区)ほか3件で、契約金額19,147,780円、支出済額5,892,400円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、青葉公園ほか 22 施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのすべてが公有財産で、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものであるが、これらの 契約事務の所管課は都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公園 8 箇所及び緑の広場 2 箇所を抽出して、1 1 月 2 1 日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、渋谷ケ原公園における防災訓練ほか 2件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園使用料減免申請書等を調 査した結果,適切なものと認められた。

分 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、高倉公園における狂犬病予防定期集合注射会場のテントほか 17件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園使用料減免申請書等を調査 した結果,適切なものと認められた。

14 鵠沼市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理(鵠沼地区)業務ほか 5 件で、契約金額 37,314,206円、支出済額 13,757,068円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、砥上公園ほか 43

施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課と なっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約等により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものと公有財産であるが、 これらの契約事務の所管課は都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公園 7 箇所及び緑の広場 3 箇所を抽出して11月 16日に現地調査した結果、緑の広場敷地内に危険物が放置されているものが見受けられた ので留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、砥上公園における第44回藤沢市民まつり開催に伴う臨時駐輪場ほか15件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園使用料減免申請書等を調 査した結果,適切なものと認められた。

分 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、砥上公園ほか 21 公園における衆議院議員選挙の公営ポスター掲示板ほか 18件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園使用料減免申請書等を調査 した結果,適切なものと認められた。

15 病院総務課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は,総合管理業務ほか 129 件で,契約金額 1,919,474,217 円(単価契約における概算契約金額を含む。),支出済額 623,855,631 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,10 件を 抽出して業務委託契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令 書等を調査した結果,支出済額は適正なものと認められた。

(2) たな卸資産の購入手続は適切か

9月末日現在におけるたな卸資産及び診療材料等の購入状況は、貯蔵品の支出済額が 1,089,651,746円、診療材料等の支出済額が 999,495,983円となっている。

これらの購入手続が「藤沢市契約規則」,「藤沢市物品会計規則」,「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,薬品にあっては 19 件を,職員被服にあっては 3 件を,診療材料にあっては 31 件を,給食材料にあっては 26 件を,医療消耗備品にあっては 17 件を,燃料にあっては 2 件を抽出して物品購入等契約施行決裁書兼検収調書,単価供給契約書,支出命令書等を抽出して調査した結果,適切なものと認められた。

(3) 医療器械及び備品の購入手続は適正か

9月末日現在における医療器械及び備品の購入状況は、透析用監視装置ほか 19 件で、支出 済額 121,820,814 円となっている。

これらの購入手続が「藤沢市契約規則」,「藤沢市物品会計規則」,「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,物品購入等契約施行決裁書兼検収調書,予算執行決裁書,物件供給契約書,納品書,支出命令書等を調査した結果,適切なものと認められた。

16 医事課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市民病院医事業務ほか 1 件で、契約金額 391,062,825 円、支出済額 163,229,829 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令書等を調査した結 果,支出済額は適正なものと認められた。

17 看護専門学校教務課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、看護専門学校給食業務ほか 4 件で、契約金額 20,815,930 円(単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約による契約ついては、 平成 2 9年度分の契約金額である。),支出済額 6,546,288 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託 契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、 仕様書等に見直しを要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意され たい。

18 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

(1) 藤沢市市民活動推進施設に係る指定管理者の業務について

9月末日現在におけるこの法人が市からの指定(指定期間2013年4月1日から2018年3月31日までの5年間)を受けて実施している管理業務は、藤沢市市民活動支援施設管理運営業務で、平成29年度の管理運営業務に要する経費の額は35,351,822円となっている。これが「藤沢市市民活動推進条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、基本協定書、年度協定書、仕様書、収支計算書、業務報告書等を調査した結果、適正に管理されているものと認められた。

また、11月22日に管理対象施設の現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

19 公益財団法人藤沢市まちづくり協会

(1) 財務に関する事務の執行は適正か

ア 調査内容等について

貸借対照表及び正味財産増減計算書と総勘定元帳との突合、理事会及び評議委員会の議事 録等の査閲並びに財務数値の比較分析等を行った。

主要な監査手続は以上のとおりであり、各会計年度の財務書類について適否の意見を述べるものではない。

イ 事業の状況について

この法人は、昭和39年に設立した「財団法人藤沢市土地区画整理協会」を改組し、昭和61年に藤沢市の全額出資により設立された。この法人の定款には「魅力ある都市形成と豊かな地域社会の実現のための事業及び障がい者及び女性並びに健康で働く意欲を持つ高年齢者の就業機会を確保、提供する事業を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。」とその設立目的が謳われており、その目的を達成するため次の事業を実施することが定められている。

- 1 市民の活力導入と市民サービスの向上を図ること及び施設の効用を高めること
- 2 地方公共団体,民間企業,個人等からの障がい者及び女性のための働く機会を提供すること
- 3 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること
- 4 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る)を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと
- 5 高齢者に対し、就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと
- 6 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じ

- て, 高齢者の生きがいの充実, 福祉の増進及び社会参加の推進を図るため必要な事業を 行うこと
- 7 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等に おける高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと
- 8 その他公益目的を達成するために必要な事業

この定款に基づき実施する事業は、市民の活力導入と市民サービスの向上を図ることを目的として、藤沢市長久保公園の指定管理業務、藤沢市湘南台文化センターの指定管理業務、 街路樹管理業務等を実施している。

障がい者及び女性のための働く機会を提供する事業として、藤沢市生きがい福祉センター の指定管理業務等を実施している。

高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業及びその他の 軽易な業務にかかる就業機会提供事業として、藤沢市有料自転車等駐車場の指定管理業務等 を実施している。

その他公益目的を達成するために必要な事業として湘南台駅地下等公共施設管理等事業, 事務所ビルの賃貸借, 奥田公園駐車場運営事業等を実施している。

ウ 公益財団法人の出納その他の事務について総括

公益財団法人藤沢市まちづくり協会の運営は、その認定維持に求められる収支相償の達成に苦慮している様子も見受けられるものの、効率運営及び財務基盤の安定性を配慮した運営を行っていることが確認できる。

今後も公益財団法人として、効率運営及び財務基盤の安定性に配慮し、収支相償につながるよう公益事業のより一層の拡充を行うことにより、魅力ある都市形成と豊かな地域社会の実現のための事業及び障がい者及び女性並びに健康で働く意欲を持つ高年齢者の就業機会を確保、提供し、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与するという財団の設立目的に資する運営をされたい。